

住宅・建築物の省エネルギー施策に関する 最近の動向について

1. 日本再興戦略
 2. 国土交通省重点施策(平成25年8月)
 3. 平成26年度予算概算要求(平成25年8月)
 4. 平成26年度国土交通省税制改正要望(平成25年8月)
 5. エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律
- 【参考】省エネ法の体系

1. 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

③ エネルギーを賢く消費する社会

II) 解決の方向性と戦略分野(市場・産業)及び当面の主要施策

(略) また、近年エネルギー消費量が著しく増大(石油危機以降2.5倍)している家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。そのため、燃料電池の導入や住宅・ビルの省エネ基準の段階的適合義務化、既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。また、生活の質を向上させつつエネルギー消費量を削減するライフスタイルの普及を進める。

○住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化

- ・ 規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。これに向けて、中小工務店・大工の施工技術向上や伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ、円滑な実施のための環境整備に取り組む。
- ・ 具体的には、省エネルギー対策の一層の普及や住宅・建築物や建材・機器等の省エネルギー化に資する新技術・新サービス・工法の開発支援等を実施する。

エネルギーを賢く消費する社会の実現に向けた工程表

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度～	KPI
	概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				
<エネルギーマネジメントシステム>	電力会社等によるスマートメーターの本格導入を促進			2020年代早期に一般家庭を含めスマートメーター化	(スマートメーター) ・2020年代早期に一般家庭を含めスマートメーター化
	HEMS, BEMS, MEMS, CEMS等の普及			料金メニューの多様化(前掲)等に伴い、HEMS・BEMS、MEMS、CEMS等が本格普及開始	(次世代自動車) ・2015年からの燃料電池自動車の市場投入。 ・2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す。
	電力利用データを利活用した新サービス創出に向けてプライバシーポリシーの検討等				
	スマートコミュニティ4地域でのデマンドレスポンスの実証		デマンドレスポンスの普及		
<次世代自動車>	EV・PHV・CDVの導入促進を通じて初期需要を創出			市場の自立化	(燃料電池) ・家庭用燃料電池(エネファーム)は、2020年に140万台、2030年に530万台の普及を目指す。
	電池、充電制御等の国際標準化を進める				
	充電器10万基整備		進捗を踏まえて更なる取組		
	燃料電池自動車の市場投入と水素ステーションの先行整備(4大都市圏を中心に100箇所)			普及の拡大	(トップランナー制度) ・建築材料についても今年度中にトップランナー制度を導入。 ・既存のトップランナー制度においても、夏までにLED電球を追加する。
<燃料電池、省エネ家電、省エネ住宅・建築物等の省エネ技術関連製品・サービス>	家庭用燃料電池(エネファーム)の導入促進			自立普及の拡大	
トップランナー制度	エコキュート(電気温水機器)・複合機・プリンター(本年3月追加済み)				
	LED電球				
	省エネ法改正	建築材料(断熱材・窓など)			
				住宅・建築物(大規模)の省エネ基準適合義務化	(住宅・建築物) ・新築住宅・ビルの省エネ基準適合率100%(2020年目途) ・(住宅)2030年の新築住宅が平均でZEHを実現 ・(建築物)2030年の新築建築物が平均でZEBを実現

【社会像】エネルギーを賢く消費する社会

- ＜主な課題＞
- ✓ 住宅・ビル、運輸のエネルギー消費増加
 - ✓ 生活水準や工場の生産性にも影響するような我慢の省エネからの脱却

【指標】世界最高のエネルギー効率の更なる向上

あるべき社会で実現するライフスタイル

- 機器のエネルギー消費効率を飛躍的に高めるとともに、そのネットワーク化を通じて、電力消費が無駄なく最適化される。
- ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車が普及。
- 電気と熱を同時に生み出し使用することで、発電や給湯など、エネルギーを余すことなく消費。
- 住宅・ビルは高い断熱性能を有し、最小限の冷暖房で一年中快適かつ健康に過ごすことができる。さらに、平均的なケースでは、自ら使うエネルギー分を自ら生み出すようになる。

中間段階において達成しておくべき社会像（2020年頃）

- 電力自由化
- 最新のエレクトロニクス技術を用いた電気機器の普及が本格化。スマートメーターの導入が進み、電気機器のネットワーク化を基にしたエネルギー管理が可能に。
 - 自動車は電気自動車等の普及が加速化。新車販売の5割が次世代自動車に。
 - 電気と熱の一体利用が一般に広く展開。2020年に家庭用燃料電池が140万台普及。
 - 省エネ基準の段階的適合義務化により、住宅・ビルの省エネ化が加速（新築の省エネ基準適合率100%）

＜エネルギーマネジメントシステム＞

世界市場規模 省エネ投資（エネルギーマネジメントシステム含む）
 14兆円（現在） → 50兆円（2035年）（出典：IEA World Energy Outlook 2012）

- インフラとなるスマートメーターの普及
 - HEMSとのインターフェース標準化、検定料引下げ、計量法上の扱い明確化等（実施済）
 - 電力会社等による本格導入を促進 → 2020年代早期に一般家庭を含めスマートメーター化 ----->（全国に普及）
- HEMS・BEMS・MEMS等の普及 -----> 料金メニューの多様化（前掲）等に伴い、HEMS・BEMS・MEMS等が本格普及開始 ----->
- 電力利用データを利活用した新サービス創出に向けてプライバシーポリシーの検討等

・全ての工場・家庭、日本の隅々までスマートメーターが普及し、HEMS・BEMS・MEMS等が標準的に導入される（日本全体のスマート化を実現）

・新車販売に占める次世代自動車の割合が5～7割

・家庭用燃料電池は、530万台（日本の全世帯の約1割に相当）を市場に投入

・新築住宅・ビルの省エネ基準適合率100%（2020年目標）
 ・（住宅）2030年の新築住宅が平均でZEHを実現
 ・（建築物）2030年の新築建築物が平均でZEBを実現

2030年目標 4

＜次世代自動車＞ 世界市場規模 11兆円（現在） → 35兆円（2020年）

- EV・PHV・CDVの導入補助を通じて初期需要を創出。 ----> 市場の自立化
- 電池、充電制御等の国際標準化を進める ----->
- 充電器10万基整備 -----> □ 自立的インフラ整備 ----->
- 燃料電池自動車の市場投入と水素ステーションの先行整備（4大都市圏を中心に100箇所） ----->（普及を拡大）

＜燃料電池・省エネ家電等の省エネ技術 世界市場規模 燃料電池：0.2兆円（現在） → 1.1兆円（2020年） 省エネ投資：14兆円（現在） → 50兆円（2035年）（出典：IEA World Energy Outlook 2012）

- 家庭用燃料電池（エネファーム）の導入補助 --> 自立普及の拡大
 - 技術開発（触媒への白金使用量低減）や標準化等を通じ、国内の導入促進を図るとともに、欧州、韓国等への海外市場展開を支援 ----->
- トップランナー制度の適用拡充
 - エコキュート（電気温水機器）、複合機・プリンター（本年3月追加済み） ----->
 - LED電球（今夏までに追加） ----->
 - 建築材料（断熱材・窓など）を制度の対象とする省エネ法を改正 → 速やかに対象として追加
- 2020年までに住宅・建築物の省エネ基準段階的適合義務化（大規模：2000m²以上、中規模：300～2000m²、小規模：300m²未満）
 - 大規模 -----> □ 適合義務化 ----->
 - 中規模 -----> □ 適合義務化 ----->
 - 小規模 -----> □ 適合義務化 ----->
- 省エネ技術の海外展開支援
 - 優位性のある省エネ技術が世界において適正に評価されるような仕組みの整備 ----->
 - （アジア等の新興国が発展する過程において、我が国省エネ技術を普及させることにより、当該国のエネルギー制約克服に貢献。）

2. 国土交通省重点施策 (平成25年8月)

国土交通省重点政策

我が国が、東日本大震災の発生、インフラ老朽化、人口減少・少子高齢化、グローバルな競争の進展、地球温暖化等の転換期を迎える中で、防災・減災、老朽化対策、国土強靱化など国民の安全・安心の確保や国際競争力強化、地域の活性化などにより成長を成し遂げ、国民の豊かな暮らしを実現するために、「経済財政運営と改革の基本方針」と「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)に盛り込まれた施策も含め、国土交通省が取り組むべき施策全体を俯瞰し、今後の国土交通省の施策の方向性を体系的に示すもの。

I. 分野横断的な取組

- 人口の減少・地域的偏在、災害に脆弱な国土等を前提とし、国土・地域づくりの「理念・哲学」と「目標」、さらにはその実現のための施策の方向性を示す**新たな国土のグランドデザインの策定**
- 大規模地震、近隣諸国との国際競争の激化等の直面する課題に対応して21世紀型の社会資本整備を行うための基本的な考え方を示す**社会資本整備の基本方針の策定**
- 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活を実現するため、**交通政策を総合的かつ計画的に推進するための枠組みを構築**

II. 分野別施策

1. 東日本大震災からの復興加速

(例 ・住宅再建・復興まちづくりの加速 ・インフラの復旧・整備 ・復旧・復興工事の施工確保 ・被災地の観光振興 等)

2. 国民の安全・安心の確保

(1) 防災・減災、老朽化対策

① 防災・減災

- イ. 南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策 (例 ・計画の策定及び対策の推進 等)
- ロ. 地震・津波・水害・土砂災害対策等
 - (例 ・公共施設等耐震化・津波対策 ・緑の防災・減災 ・老朽建築物等の建替え、耐震改修等 ・密集市街地改善 ・海上保安庁・TEC-FORCEの活動強化 ・緊急輸送道路の再構築・強化 ・災害に強い物流システムの構築 ・大規模水害・土砂災害対策 ・地震、気象等の監視・予測システムの強化 ・建設産業の支援、担い手確保・育成 ・多様な入札契約方式 等)

② 社会資本の戦略的な維持管理・更新(老朽化対策)

- (例 ・インフラ長寿命化基本計画等の策定 ・IT等を活用した点検・診断 ・高速道路の大規模更新等 ・公的賃貸住宅の維持管理・更新 等)

③ 防災・メンテナンス技術等によるイノベーション

- (例 ・電子防災情報システム ・次世代インフラマネジメントシステム 等)

(2) 公共交通等の安全・安心の確保

- (例 ・運輸安全マネジメント制度の充実強化等 ・事業用自動車の安全対策の強化 ・航空機の安全確保体制の強化 等)

(3) 日常生活における安全・安心対策の強化 (例 ・通学路、自動車の安全対策 等)

3. 国際競争力強化などによる経済の活性化

(1) 国際競争力強化のための基盤・環境整備

- (例 ・大都市の国際競争力強化 ・港を核とした国際コンテナ物流網の強化(国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速) ・資源・エネルギー等の輸入拠点の形成 ・首都圏空港等機能強化、オープンスカイの戦略的な推進 ・LCC・ビジネスジェット ・都心直結線 ・整備新幹線・リニア中央新幹線 ・基幹道路ネットワーク ・ITSやASV技術の高度化 等)

(2) 民間投資の促進

- (例 ・国管理空港等の経営改革 ・高速道路におけるPPP 等)

(3) 総合的な物流施策の推進 (例 ・物流産業イノベーション 等)

(4) 住宅・不動産市場の活性化

- (例 ・中古住宅流通・リフォーム促進等の住宅・不動産流通市場活性化 ・給付措置等による消費税引上げへの対応 ・不動産の評価基準・不動産価格指数の整備 ・不動産投資市場整備、海外からの不動産投資の促進 等)

4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

(1) 地域の活力の強化

- (例 ・都市再興に向けたコンパクトシティの推進 ・「ふるさと集落生活圏」の形成推進 ・条件不利地域支援 ・那覇空港の滑走路増設事業の推進等 ・航空に係る公租公課の見直し ・地方航空ネットワークの確保 等)

(2) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

- (例 ・公共交通機関等におけるベビーカー利用の円滑化、ホームドアの整備促進 ・超小型モビリティ ・スマートウェルネス住宅・シティ 等)

(3) 公共交通の充実

- (例 ・地域公共交通の充実を図る新たな制度的枠組みの構築 ・ビッグデータを活用した公共交通サービスの創出 等)

5. 環境・エネルギー対策の推進

- (例 ・地区・街区単位でのエネルギーの面的利用 ・**住宅・建築物の省エネ化** ・木造住宅・建築物の整備 ・車体課税の見直し ・次世代自動車等の普及促進 ・国際海運の省エネ・省CO2対策 ・再生可能エネルギーの利活用 ・海洋資源等の開発・利用 ・新たなエネルギー輸送ルートの海上輸送体制の確立 ・河川等環境の保全・再生 ・海の再生 ・プラスチック管理の適正化 ・建設リサイクル ・リサイクルポート 等)

6. 観光立国の推進

(1) 日本ブランドの作り上げと発信

- (例 ・オールジャパンの体制による連携の強化・拡大 ・新たな視点に立った訪日プロモーションの実施 等)

(2) ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進

- (例 ・ビザ要件の緩和 ・宿泊施設の情報提供の促進 ・クルーズの振興 等)

(3) 外国人旅行者の受入の改善

- (例 ・出入国手続の改善 ・外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し ・社会資本整備と一体となった観光振興 等)

(4) 国際会議等(MICE)の誘致 (例 ・国を挙げたMICE誘致 ・文化施設・公共空間等の利用開放 等)

7. インフラシステム輸出の推進

- (例 ・交通インフラシステム海外展開の支援スキーム創設 ・パイロットプロジェクト支援 ・新興国における法制度整備支援 ・防災技術の海外展開に向けた防災の主流化や防災協働対話の展開 等)

8. 我が国の主権と領土・領海の堅守及び海洋権益の保全

(1) 戦略的海上保安体制の構築

- (例 ・尖閣領海警備専従体制の確立 ・更なる情勢の変化にも対応し得る体制の確保 等)

(2) 海洋権益や海洋フロンティアを支える環境整備

- (例 ・排他的経済水域の保全・管理 ・海洋調査の推進 ・海洋情報の一元化 ・北極海航路活用 等)

エネルギーの面的利用、住宅・建築物の省エネ化、木造住宅・建築物の整備の推進

概算要求	税制要望
下記参照	下記参照

- 逼迫した地球環境問題へ対応のため、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区単位でエネルギーの面的利用を図る先導的な取組を支援する。
- 住宅・建築物の省エネ化を「規制」、「評価・表示」、「インセンティブの付与」等により推進し、低炭素社会の実現に取り組む。

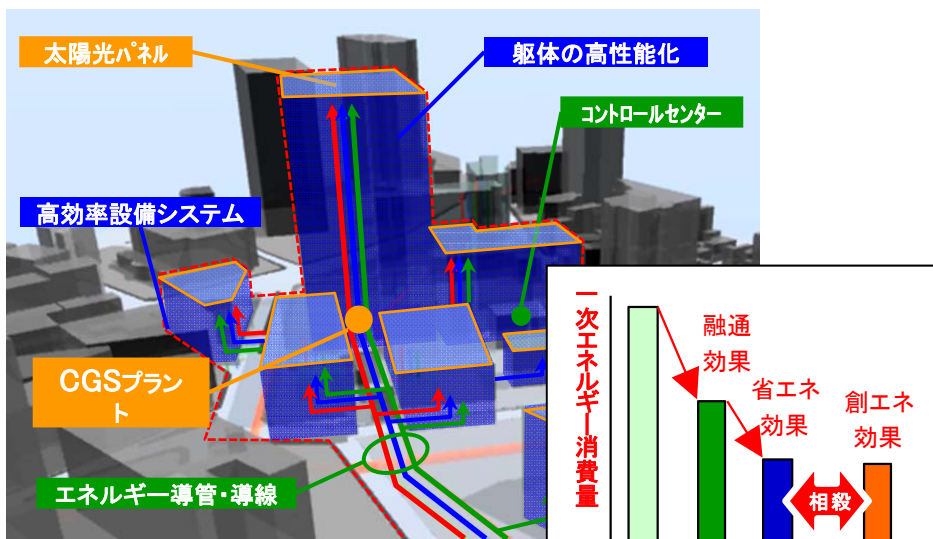
- 日本再興戦略
Ⅱ テーマ2(2)①及び③

エネルギーの面的利用

(概算要求額：10.5億円の内数)

■エネルギー面的利用の推進

- ①市街地整備の一環として、未利用・再生可能エネルギーを地区・街区単位で、面的に活用する事業に対して支援を実施。
- ②さらに、エネルギーの「融通」(建物間の融通)、「省エネ」(建物の環境性能の向上)、「創エネ」(未利用・再生可能エネルギーの導入)を一体的に行う事業に対して包括的な支援を実施。



住宅・建築物の省エネ化、木造住宅・建築物の整備の推進

(概算要求額：348.7億円【新規等】、建築基準整備促進事業9.0億円の内数、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の特例措置の延長(登免税・不取税・固定資産税)、既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設(法人税等))

■住宅・建築物の省エネ化

省エネルギー基準の見直し(H25)

低炭素建築物の認定基準の策定(H24.12～)

認定を取得した新築住宅には所得税等の軽減措置の対象に

■木造住宅・建築物の整備の推進

①省エネ法に基づく規制

○H25省エネ基準の普及に向けた取組(中小工務店・大工向け講習、体制整備)等

②省エネ性能の評価・表示

○住宅性能表示基準の見直し等

③インセンティブの付与

- 低炭素住宅やゼロエネルギー住宅など省エネ性能に優れた住宅・建築物への支援
- 既存ストックの省エネ改修の促進(既存住宅の長期優良住宅化を含む)

④木造住宅・建築物の整備の推進

- 木造の長期優良住宅や先導的な大規模木造建築物等の整備の支援
- 各界有識者の声を盛り込んだ手引書作成等による「和の住まい」の推進
- 木材の耐火性に関する研究成果等を踏まえた建築基準法の木造関連基準の見直し(再掲)
- CLT等新たな技術の開発・普及に向けた環境整備



木材の耐火性に関する研究(木造3階建て学校の美大火災実験)

低炭素社会の実現

(日本再興戦略 平成25年6月14日閣議決定)

低炭素社会の実現に向け、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。これに向けて、中小工務店・大工の施工技術向上や伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ、円滑な実施のための環境整備に取り組む。

3. 平成26年度予算概算要求(平成25年8月)

① 住宅・建築物省CO2先導事業

省CO₂技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物リーディングプロジェクトに対する支援

【主な補助対象】先導的な省CO₂技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用 等 【補助率】1/2

② ゼロ・エネルギー住宅推進事業

中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みに対する支援

【主な補助対象】ゼロ・エネルギー住宅とすることによる掛かり増し費用相当額 等 【補助率】1/2(補助限度額165万円/戸)

③ 建築物省エネ改修等推進事業

エネルギー消費量が15%以上削減される建築物の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修

【主な補助対象】省エネ改修工事に要する費用、バリアフリー改修工事に要する費用(※1)、効果の検証等に要する費用 等

※1)省エネ改修工事と併せて実施する場合に限る

【補助率】1/3

【限度額】建築物：5,000万円/件(省エネ改修工事と併せて、バリアフリー改修を行う場合は7,500万円/件)

④ 長期優良化リフォーム推進事業【新規:優先課題推進枠】

既存住宅の長寿命化に資するリフォームの先進的な取組に対する支援

【主な補助対象】既存住宅の長寿命化に資するリフォームに要する費用 等

【補助率】1/3 【限度額】100万円/戸 等

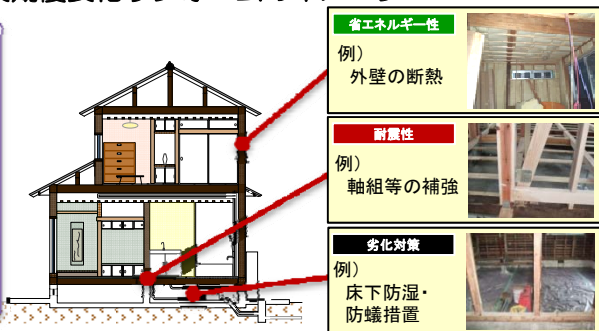
<長期優良化リフォームのイメージ>

○インスペクションの実施

○性能の向上

- ・耐震性
- ・省エネルギー性
- ・劣化対策
- ・維持管理・更新の容易性等

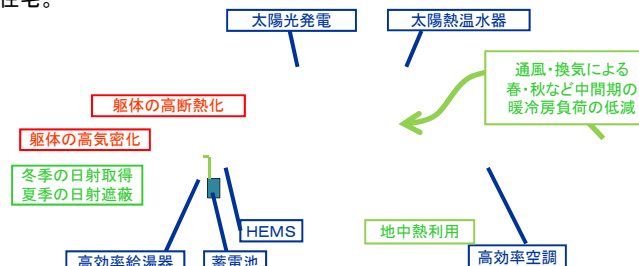
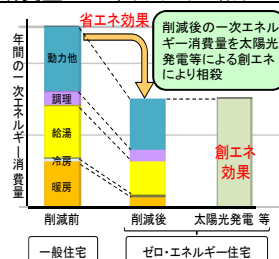
○維持保全計画の作成



<住宅のゼロ・エネルギー化の取組みイメージ>

■ゼロ・エネルギー住宅

住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロになる住宅。



4. 平成26年度国土交通省税制要望(平成25年8月)

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)

耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される住宅の普及を促進するため、認定長期優良住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長する。

政策の目標

「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」等を踏まえ、将来にわたり活用される良質な住宅ストックの形成を進め、成熟社会にふさわしい豊かな住生活の実現を図ることを目的とする。

【目標】新築住宅における認定長期優良住宅の割合

8.8%(※)→20%(平成32年度) ※認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月の数値

施策の背景

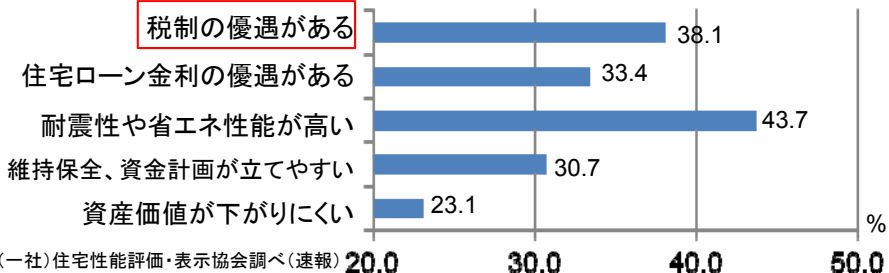
- 住宅ストックは量的に充足した一方で、
- 本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来
 - 環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化

「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行することが重要
〔「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」より〕

有効性

《長期優良住宅建築の決め手》

長期優良住宅の性能に魅力を感じている他、税制上のメリットが決め手になる注文者多数



税制改正要望の概要

登録免許税

税率を一般住宅特例より引き下げ

- 所有権保存登記:
一般住宅特例0.15%→0.1%
- 所有権移転登記:
一般住宅特例0.3%→戸建て:0.2%
マンション:0.1%

不動産取得税

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額
一般住宅特例1,200万円→1,300万円

固定資産税

一般住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長
戸建て:3年→5年、マンション:5年→7年

適用期限を平成28年3月31日まで2年延長

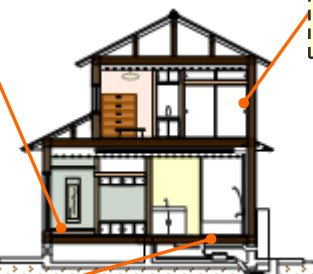
長期優良住宅の普及の促進に関する法律

良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用するため、耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性等を備えた住宅を認定

平成24年度の認定戸数:107,552戸

《長期優良住宅認定基準のイメージ(戸建て)》

- 劣化対策**
数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること
- 長期に利用される構造躯体において対応しておくべき性能**
必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること
- 維持管理・更新の容易性**
内装・設備の清掃・点検・補修・更新を容易に行うために必要な措置が講じられていること



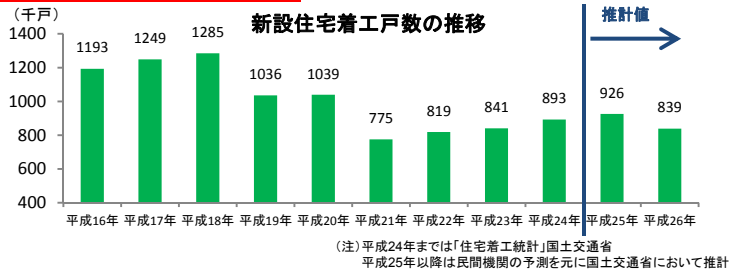
- 耐震性**
免震建築物であること又は耐震等級2であること等
- 計画的な維持管理**
定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること
- 住戸面積**
75㎡以上かつ一つの階が40㎡以上(地域の実情により増減可)
- 居住環境**
良好な景観の形成等に配慮されたものであること

既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設 (所得税・法人税・法人住民税・事業税・固定資産税)

耐震、省エネ、バリアフリー化による既存建築物(非住宅)の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るため、以下の特例措置を創設する。

施策の背景

- 新築住宅着工戸数は、近年低迷しているものの、徐々に回復傾向にある。
- しかし、民間の研究機関の着工予測によれば、消費税引上げが予定される平成26年度において、住宅着工戸数の落ち込み(前年度比▲約9%)が予測されており、**住宅投資は大幅に減少**するおそれ。



- 日本再興戦略等においては、以下のとおり建築物の耐震、省エネ、バリアフリー化の目標が定められており、**建築物の改修を強力に推進していく必要**。

- 【建築物の耐震化率】平成27年90% (←平成15年75%)
(「地震防災戦略」平成17年中央防災会議決定)
- 【既存住宅・ビルの省エネ改修の促進】
「家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る」
(「日本再興戦略」平成25年閣議決定)
- 【建築物のバリアフリー化率】平成32年度末60% (←平成22年度末48%)
(「社会資本整備重点計画」平成24年閣議決定)

(参考)建築物の増改築工事のうち、耐震、省エネ、バリアフリー改修工事の占める割合は約16%(件数ベース)。
(出典)「建築物リフォーム・リニューアル調査報告」国土交通省

住宅着工戸数の落ち込みが懸念される中、改修投資を促進し、既存建築物の性能向上を通じた建築投資の活性化を図ることが重要

制度・規制面での環境整備

- 【建築物の耐震改修の促進】改正耐震改修促進法に基づき、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や避難路沿道の建築物等について耐震診断を義務付けるとともに、所管行政庁に対し診断結果の公表を義務付け。また、所管行政庁による指導・助言並びに指示等を通じ、耐震改修を強力に推進。
- 【建築物の省エネ改修の促進】建築物の省エネ基準を見直すとともに、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置(「省エネ措置」)の届出が義務付けられている床面積2,000㎡以上のオフィスビル等の建築物について、事業者に必要な取組を促すよう、指示・指導の徹底等を所管行政庁に対し通知。
- 【建築物のバリアフリー改修の促進】増改築時に、高齢者、障害者等が円滑に利用できるための基準(「建築物移動等円滑化基準」)に適合することが義務付けられている床面積2,000㎡以上の建築物(不特定多数の者が利用する病院、店舗等や主に高齢者、障害者等が利用する老人ホーム等)について、既存部分についても改修を促すべく強力に指導を行うよう、所管行政庁に対し通知。



税制改正要望の概要

耐震改修促進のための税制措置

耐震診断が義務付けられている建築物を対象に、耐震改修を促進するための特例措置を講じる。

省エネ改修促進のための税制措置

増改築時に省エネ措置の届出が義務付けられている建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。

バリアフリー改修促進のための税制措置

増改築時に建築物移動等円滑化基準に適合することが義務付けられている建築物を対象に、バリアフリー改修を促進するための特例措置を講じる。

具体的施策

認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)

高い省エネ性能等を有する住宅の普及を促進するため、認定低炭素住宅に係る登録免許税を2年延長する。

政策の目標

「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」等を踏まえ、家庭部門のCO2削減を図るため、住宅の省エネルギー性能の向上とエネルギーの使用の合理化を進めることを目的とする。

【目標】エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率

42%(※) → 100%(平成32年度) ※平成22年4月から9月までの数値

施策の背景

- 民生部門の温室効果ガスの排出量は1990年比で1.3倍に増大
→ 住宅・建築物分野における取組みが急務
- 東日本大震災に伴う原子力事故の影響により電力需給に大きなギャップが発生
→ 住宅・建築物でも電力使用量の削減につながる取組みが求められている

税制改正要望の概要

登録免許税

税率を一般住宅特例より引き下げ

所有権保存登記: **0.1%**

(本則0.4%、一般住宅特例0.15%)

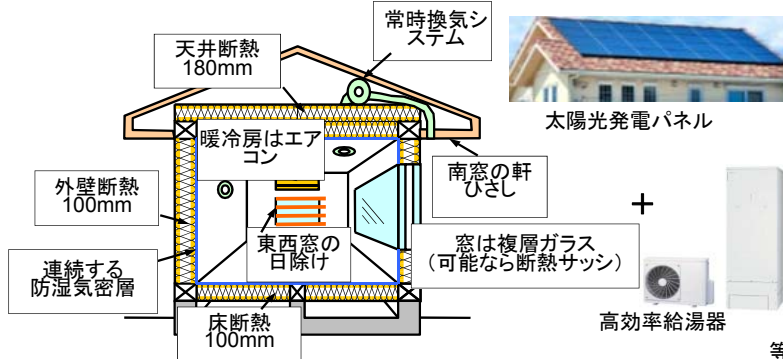
所有権移転登記: **0.1%**

(本則2%、一般住宅特例0.3%)

適用期限を平成28年3月31日まで2年延長

都市の低炭素化の促進に関する法律(低炭素住宅の認定部分)

【認定低炭素住宅のイメージ】



住宅の省エネ化等を促進するための措置として、所管行政庁による省エネ性能等の認定制度を推進

平成25年1月～6月の認定戸数: 974戸

省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)が $\Delta 10\%$ 以上となること(※)

省エネルギー性に関する基準では考慮されない、低炭素化に資する措置等のうち、一定以上を講じていること

(※)省エネ法に基づく省エネルギー基準と同等以上の断熱性能を確保することを要件とする。

5. エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律 (平成25年5月31日公布)

「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律【省エネ法】」の概要

1. 背景

- (1) 我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す。
- (2) その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施し、所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

- (1) 自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加し、住宅、建築物分野の省エネ対策を強化する。
- (2) 需要家が、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価することで、事業者が電力需要のピーク対策に取り組みやすくする。
- (3) 「本年3月31日までに廃止するものとする。」とされている省エネ・リサイクル支援法を廃止する。

3. 措置事項の概要

A. 民生部門の省エネ対策

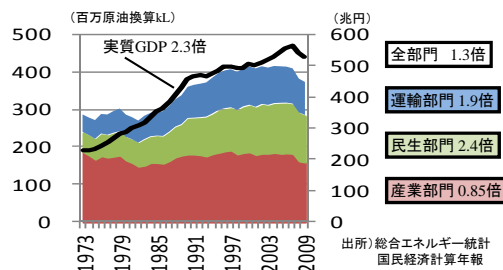
建築材料等に係るトップランナー制度

- (1) これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、**自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加する。**
- (2) 具体的には、**建築材料等(窓、断熱材等)**を想定。企業の技術革新を促し、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図る。

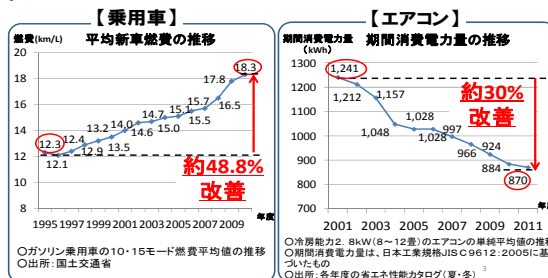
※トップランナー制度: エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度先に設定される目標年度において高い基準(トップランナー)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度。

(現行の対象機器) 乗用自動車、エアコン、
テレビ、照明、冷蔵庫、
ヒートポンプ給湯器等
26機器
(新規追加案) 窓、断熱材 等

最終エネルギー消費量の推移(73年から09年)



トップランナー制度による効果



※ 目標年度までの期間を十分に確保することで、新技術の導入を促し、これまでの例をみても価格低下により消費者にメリット。

(例) ルームエアコン

	価格	省エネ性能
1999年(設定年度)	141,920円	1068kWh
2004年(目標年度)	86,740円	945kWh

B. 電力ピーク対策

需要家側における対策

- (1) **需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にする。**
- (2) 具体的には、**ピーク時間帯に工夫して、系統電力の使用を減らす取組(節電)をした場合に、これをプラスに評価することで、省エネ法の努力目標(原単位の改善率年平均1%)を達成しやすくなるよう、努力目標の算出方法を見直す。**

C. 省エネ・リサイクル支援法の廃止

「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を廃止する。

【参考】省エネ法の体系

省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)の体系

省エネ法は、我が国の省エネ政策の根幹。石油危機を契機として1979年に制定。
産業・民生(業務・過程)・運輸の各部門におけるエネルギーの効率向上を求めている。

工場・事業場 運輸・荷主



- エネルギー使用量もしくは輸送能力が一定以上の事業者に対し、以下の項目について毎年定期報告を求め、国が確認。
 - ① エネルギー消費原単位(目標:年平均1%)の推移
 - ② 省エネ措置(定性的なガイドラインに基づき省エネにつながる個々のアクションをとることを求めるもの)の取組状況
- 省エネ取組が著しく不十分な場合、指示、公表、命令(違反時は罰金)の措置あり。

機械器具 (トップランナー制度)



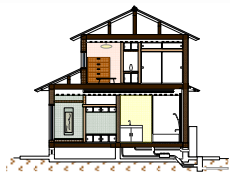
- エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3~10年程度先に設定される目標年度において高い基準(トップランナー基準)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認。
- 性能向上を相当程度行う必要がある場合、勧告、公表、命令(違反時は罰金)の措置あり。

トップランナー基準(23機器)

乗用自動車、エアコン、テレビ等について、それぞれの機器の目標年度において、基準策定時に商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするをを求めるもの。

【効率向上の実績】乗用自動車の燃費...47%(1997→2009) エアコンのエネルギー効率...68%(1997→2004)

住宅・建築物



- 一定規模(300㎡)以上の住宅・建築物の建築、修繕等をしようとする者又は所有者に対し、省エネルギー措置の事前届出等を求め、所管行政庁が確認。
省エネルギー措置が省エネルギー判断基準に照らして著しく不十分な場合、勧告、公表、命令(違反時は罰金)の措置あり。
- 住宅の建築を業として行う建築主に対し、供給する建売戸建住宅の省エネ性能の向上の目標年度において高い基準(住宅トップランナー基準)を満たすことを求め、一定の省エネ性能の向上を誘導(住宅トップランナー制度)。

省エネルギー判断基準

省エネルギー措置を講じる際の判断基準となるもの。外壁、窓等の断熱性能に加え、設備の性能や太陽光発電等によるエネルギー創出量などについて、総合的な省エネ性能評価を行う基準。

住宅トップランナー基準

住宅事業建築主の判断基準となるもの。省エネ基準と比べ、エネルギー消費量の合計を10%削減。

【省エネ法 第72条(要約)】

住宅・建築物の建築、修繕等をしようとする者及び所有者は、国が定める基本方針に留意して、住宅・建築物に係るエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

省エネ法における義務の対象及びエネルギーの効率的利用のための措置が著しく不十分な場合の担保措置について

義務	対象	建築物		住宅		
		第1種特定建築物 (2,000㎡以上)	第2種特定建築物 (300～2,000㎡)	第1種特定建築物 (2,000㎡以上)	第2種特定建築物 (300～2,000㎡)	住宅事業建築主 (150戸/年以上)
①新築・増改築時の 省エネ措置の届出義務	届出義務	届出義務	届出義務	届出義務	届出義務	—
	指示・公表・命令・ 罰則	勧告	指示・公表・命令・ 罰則	勧告	—	
②大規模な設備改修時の 省エネ措置の届出義務	届出義務	—	届出義務	—	—	—
	指示・公表・命令・ 罰則	—	—	—	—	
③省エネルギー措置の届 出後の3年毎の維持保 全状況の定期報告義務	届出義務	届出義務	届出義務	—	—	—
	勧告	勧告	勧告	—	—	
④住宅事業建築主の特定 住宅における省エネ性 能の向上	—	—	—	—	—	努力義務
	—	—	—	—	—	勧告・公表・命令

- ・エネルギーの効率的利用のための措置の届出義務違反⇒50万円以下の罰金
- ・維持保全状況の定期報告義務違反⇒50万円以下の罰金

※300㎡未満の住宅・建築物(住宅事業建築主(150戸/年以上)が新築する特定住宅を除く)については、努力義務のみ。